

ガソリン等の貯蔵・取扱いの留意事項

1 ガソリンの火災危険性について

ガソリンは引火点が約 -40°C と低く、可燃性蒸気が床面に沿って広範囲に拡大する特性を有することから、タンクや金属製容器等の開口部が開いていたりガソリンが漏れいすると、離れた位置にある火気、高温部、静電気等により容易に火災に至る危険性があります。

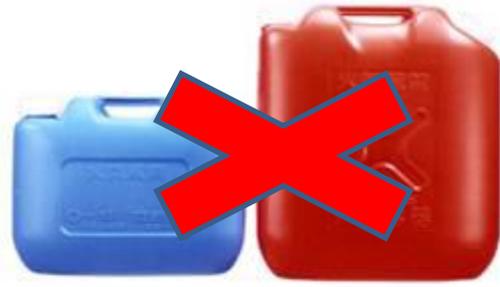
2 金属製容器の保管時の注意事項

ガソリンは電気の不良導体（静電気が蓄積しやすい液体）なので、消防法令に適合した金属製容器等で貯蔵・取扱いしてください。

その場合においても火気や高温部から離れた、直射日光の当たらない通気性の良い床面で保管すること。



ガソリンの貯蔵に適した容器の例
(金属製容器であることが必要)



ガソリンの貯蔵に適さない容器の例
(樹脂製容器は火災危険性が高い)

3 ガソリンを注油する際の注意事項

ガソリンの漏れや溢れが起きると容易に火災に至る危険性があることから、漏れや溢れが生じないように細心の注意を払うとともに、開口前の圧力調整弁の操作等、容器の取扱説明書等に従って適正に取り扱うこと。発電機の稼働中には断じて注油しないこと。

なお、特に夏季においては、ガソリン温度が上がってガソリンの蒸気圧が高くなる可能性があることから、その取扱いに当たっては吹きこぼしが起こらないように注意すること。

4 火気器具を使用する屋台等への指導に係る留意事項

火災予防条例で定める事項に加え、屋台等でガスこんろ等を使用する場合は、消火器を設置するとともに、ガス漏れを防ぐため、ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか点検すること。

また、プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう鎖等で固定すること。

お問い合わせ：吉川松伏消防組合消防本部予防課

電話：982-3919